第3節

国民への情報発信と地域・社会の 国際化

総 論

外交政策の遂行には、国民の理解と支持が 不可欠であり、政策の具体的内容や政府の役 割などについて、タイミング良く、分かりや すい説明を行うことが重要である。このため 外務省は、新聞・雑誌・テレビ・インター ネットなど、各種メディアを通じた情報発信 や国民への直接の情報発信に努めている。

具体的には、外務大臣、外務副大臣、外務 報道官のいずれかによる記者会見を原則毎日 行っている他、外務大臣談話、外務報道官談 話や外務省報道発表を随時発出している。ま た、それらの情報発信に加えて、政務三役が テレビなどに積極的に出演し、国民に対し外 交政策を直接説明するよう努めている。

さらに、外務省ホームページ (http:// www.mofa.go.jp/mofaj/) を充実させ、的確 で迅速かつ分かりやすい情報の発信に取り組 んでいる。2010年に日本で開催されたアジ ア太平洋経済協力(APEC)では、インター ネット上に専用ホームページを開設し、動画 サイトにAPEC用の公式チャンネルを設置 し動画を配信するなど、国民に分かりやすい 形での情報発信に努めた。さらに、2010年 12月から、外務省ホームページに「外務大 臣コーナー」を設け、外務大臣の活動を動画 や地図などを用いて分かりやすく紹介してい る。また、外務省ホームページでの英語によ

る情報発信や在外公館ホームページでの現地 語による情報発信など、多言語による情報発 信も重視している。

「国民と対話する広報」として、外務大臣 による講演会を国内各地で開催している他、 外務省員が全国の大学や高校で講演や討論会 を実施している。2010年9月には、外交に関 する活発な議論を喚起するために外交専門誌 「外交」を創刊した。さらに、外務省ホーム ページの「ご意見・ご感想コーナー」や世論 調査などの広聴活動を通じて、国民との双方 向コミュニケーションの向上にも努めてい る。

外務省は、更に国民に対する説明責任を果 たすため、他国との信頼関係などに配慮しつ つ、情報公開を行っている。2010年6月には、 有識者の参加を得て「外交記録公開推進委員 会」を発足させ、作成から30年以上が経過 した外交文書の円滑かつ迅速な公開に努めて いる。

また、幅広い分野で良好な国際関係を育て ていく上で、地方・地域の役割は大きい。近 年、地方自治体や地方の団体、市民による取 組は幅広くかつ活発に行われ、国際社会で高 い評価を得ている。国際的相互理解、信頼関 係の構築、日本のブランド力強化などの観点 から、地方・地域は、極めて重要な外交プ レーヤーとしての役割を果たしている。

この現状を踏まえ外務省は、地方・地域を 外交を推進していく上での重要なパートナー であると位置付け、オールジャパンでの総合 的外交力の強化を目指しており、そのため に、①情報共有と意思疎通の強化、②重要外 交政策の地方と共同での推進、③地方による 国際的取組との連携に重点を置きつつ、地方 自治体などとの様々な連携策を実施してい る。これにより、地方の活性化や地域社会の 問題の解決にも貢献することを目指してい る。

一方で、日本に入国・滞在する外国人の増 加のための取組も重要である。日本に入国す る外国人は、2010年には年間約944万人に上 り、2000年(約527万人)に比べ約2倍近く となった。また、日本に長期滞在する外国人 (外国人登録者)の数も、2009年末で約219 万人に上り、2000年(約169万人)の約1.3 倍と増加している。

査証 (ビザ) は、入国管理上問題ないと見 られる外国人に対し、在外公館において発給 するものである。査証を発給された外国人 は、入国に際し、原則有効な旅券及び査証を 提示し、日本の出入国港において入国審査を 受ける必要がある。外務省は、上述の来日外 国人の増加を踏まえ、入国管理上問題ないと 見られる外国人観光客や商用客などを対象 に、査証発給の迅速化に努めている。一方 で、外国人の不法就労や人権侵害が疑われる 場合は、厳格な審査を行っている。なお、中 国に対しては、団体観光査証に加え、2009 年7月から個人査証の発給を開始しており、 政府による観光立国への取組を踏まえて、 2010年7月から個人査証の発給要件を緩和し ている。こうした政府の取組などにより、 2010年7月から12月の査証発給数は、約3.6 万人(速報値)と、2009年の同時期と比較 して約4.6倍増加した。

2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」 に基づき、2011年1月からは、新たに創設し た「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療な どの目的で外国人が日本に入国しやすくする ための措置を講じている。

また、日本に長期滞在する外国人の増加に 伴い、国内では教育、雇用、住居などの分野 において様々な問題が生じている。外務省 は、このような外国人問題に取り組むため、 2005年から地方自治体、国際移住機関 (IOM) などと共同で、国際シンポジウムや国際ワー クショップを開催している。

1 国民への積極的な情報発信

(1) 各種メディアを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策などについての 国民の理解と支持を得るために、新聞・テレ ビ・インターネットなどの各種メディアを通 じた的確な情報発信に努めている。具体的に

は、原則毎日行われる外務大臣、外務副大 臣、外務報道官による記者会見に加え、随 時、各種の案件説明(ブリーフィング)や懇 談などを実施するとともに、外務大臣談話、

外務報道官談話や外務省報道発表などを発信 している。さらに、2009年9月29日からは、 他の省庁に先駆けて、記者会見をインター ネットメディアやフリーランス記者などにも 開放している(いわゆる「会見のオープン 化」)。また、有識者に対する外交関連情報の メールマガジンの配信や地方メディア関係者 への外交関連情報の提供、各地方出身の外務 省幹部の地方紙インタビューの手配など、外 交政策や外務省の取組をより広く国民に御理 解いただくため、様々な形での情報発信・取 材協力に取り組んでいる。同様に、総理大臣 や外務大臣が外国を訪問する際にも、様々な 形で迅速な情報発信を心掛けている。

各種メディアの報道において事実誤認と思 われるものや、説明が十分でないものが見受 けられた場合、外務省は、必要に応じて当該 メディアに報道の訂正を求め、あるいは外務 省の見解を会見で表明の上、その旨を外務省

口頭による情報発信

	外務大臣	85回
記者会見	外務副大臣	77回
	外務報道官	39回
外務省詰め記者へのブリーフィング		74回
論説委員へのブリーフィング		35回
解説委員へのブリーフィング		17回
外務省詰め記者との懇談(オープンルーム ^(注))		7回
슴計		334回

2010年1月1日~12月31日

文書による情報発信

	談話	外務大臣談話	25件
		外務報道官談話	73件
	外務省報道発表 (注)		1,311件
	合計		1,409件

2010年1月1日~12月31日

(注) 原則、全ての外務省報道発表を、報道機関に提供するのとほ ぼ同じタイミングで外務省ホームページに掲載し、国民が直 接閲覧できるように改善している。

ホームページに掲載するなど、国民の正確な 理解の促進に努めている。

(2) ITを活用した情報発信

外務省は、外務省ホームページによる的確 で迅速かつ分かりやすい情報の発信とその充 実に取り組んでいる。特にホームページの使 いやすさと見やすさに配慮し、外交政策につ いて、国民に分かりやすい形での情報提供に 努めている。

「2010年日本APEC」では、公式ホーム ページを開設した他、動画サイト「YouTube (ユーチューブ)」、写真掲載サイト「Flickr (フリッカー)」、動画ライブ配信サイト 「Ustream (ユーストリーム)」にも公式ペー ジを設置するなど、視覚的な情報発信も積極 的に行った。また、核軍縮・不拡散、気候変 動、生物多様性、ミレニアム開発目標 (MDGs) などさらには、尖閣諸島を巡る基



外務大臣コーナー

本情報、主要な外交政策及びその時々の外交 課題について、より分かりやすく説明する政 策広報をホームページ上で実施している。

2010年12月には、外務省ホームページ内 に、日本の外交政策や国益の実現に取り組む 外務大臣の活動を国民に分かりやすく説明す るための「外務大臣コーナー」を立ち上げ、

⁽注) 外務報道官が、省内外のゲスト・スピーカーを招いて実施す る外務省詰め記者との懇談。

その中の「前原外交を語る」では主要外交政策に関する外務大臣の発言を取りまとめ、「国内・海外出張履歴」では、外務大臣の訪問先を世界地図上で示すとともに、動画を掲載している。さらに、外務省ホームページを日本の「ゲートウェイ」と位置付け、英語による情報発信の充実や世界各国にある在外公館のホームページによる現地語での情報発信にも取り組んでいる。

外務省ホームページのアクセス数(ページ・ビュー)

外務省ホームペー	ジ(日本語版)	約1	億3,426万件
外務省ホームペー	ジ(英語版)	約	3,585万件
合計		約1	億7,011万件

2010年1月1日~12月31日

在外公館ホームページ開設状況

開設公館数		187公館
言語数(日本語を含む)		39言語
2010年12月31日現		年12月31日現在

(3) 国民との対話

外務省は、外務大臣や外務省職員が国民と 直接対話を行う「国民と対話する広報」を推 進している。2002年4月以来、国民と外務大 臣が直接対話を行う機会を設け、外務大臣が 国民の関心の高いテーマや日本の外交政策の 在り方について分かりやすく説明するととも に、参加者の質問や意見にも率直に答えてい る。

さらに、地方自治体や国際交流団体といった民間団体からの申請に基づいて、外務省と共催で行う「国際情勢講演会」、若い世代の国際理解を促進するため、大学や高校に外務省職員を派遣して行う「外交講座」・「高校講座」、大学生と若手外務省職員との意見交換の場である「学生と語る」など各種講演会を実施し、好評を博している。また、日本の外交政策や国際情勢に対する理解や関心を深めることを目的とした「大学生国際問題討論会」では、活発な議論が行われている。

政府開発援助(ODA)については、日本のODA政策や具体的取組を国民に紹介することなどを目的として、ODAについてのシ

国民から寄せられた意見(広聴室受付分)

電子メールによる意見	12,329件
電話による意見	4,444件
FAX・書簡による意見	1,291件

2010年1月1日~2010年12月31日

ンポジウム「国際協力について語ろう(2010年5回実施)」や、外務省員を学校などに派遣する「ODA出前講座(2010年29回実施)」を開催している。また、9月には外交専門誌「外交」を発行し、学者、ジャーナリスト、NGOなどの論者の幅広い参加を通じ、外交に関する活発な議論が喚起されるよう努めている。さらに、パンフレットも作成し、親しみやすい広報にも努めている。

その他、外務省では、外務省ホームページ や首相官邸ホームページ、電子政府の総合窓 口(e-Gov)のご意見コーナー、更に電話や ファックス、書簡といった様々な媒体を通じ た広聴活動を行い、国民から寄せられた意見 を外務省の幹部・政策担当部局に周知してい る¹。さらに、外交に関する特定のテーマに

¹ 外務省は、2003年に広聴室を設置し、国民から寄せられた意見を外交政策の企画・立案や業務を遂行するに当たっての参考としている。

ついて世論調査を実施し、結果を公表してい る²。国民から質問が寄せられることの多い テーマについては、外務省ホームページに掲

載するなど、国民との双方向のコミュニケー ションに努めている。

(4) 情報公開の推進と外交記録の公開

外務省は、自らの活動を国民に対して説明 する責務を全うするため、日本の安全や他国 との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報 の保護などに配慮しつつ、「行政機関の保有 する情報の公開に関する法律(情報公開法)」 に基づき情報公開を行っている。2010年は、 726件の開示請求が寄せられ、9万8,250ペー ジ以上の文書が開示された。また、1976年 以来、戦後の外交文書を外交史料館において 自発的に公開してきているが、2010年5月に は、いわゆる「密約」問題に関する調査結果 を踏まえて、「外交記録公開に関する規則」 を制定した。これを受け、有識者の参加を得 て外交記録公開推進委員会を発足させ、作成



前原外務大臣による定例記者会見の様子(2011年1月14日 東京・外

又は取得から30年が経過した文書は自動的 に公開するとの原則の下、外交文書の円滑か つ迅速な公開の実現に努めている。

地方・地域との連携

近年、地方自治体や地域で活躍する各種団 体は、伝統的な親善交流(姉妹・友好都市交 流)のみならず、文化交流、経済交流(輸出 振興、観光誘致など)、更には国際協力に至 るまで、様々な国際的取組を積極的に行って おり、国際的な相互理解、国際社会における 日本の地位の向上、日本のブランド力強化な どの面で、外交上の重要なプレーヤーとして の役割を果たしている。

外務省としても、オール・ジャパンでの総 合的外交力を強化するため、このような国際 的取組を進める地方や地域との連携を強化す



地域の魅力発信セミナー(駐日外交団など17人が参加)(10月6日~7 日、愛知県)

る各種の取組を積極的に実施している。例え ば、地方自治体などが海外において物産展、

第4章

観光誘致や投資誘致イベントなどを開催する 場合、大使・総領事公邸などの在外公館施設 を積極的に開放し、在外公館と地方自治体な どが協力して情報発信を行っている。また、 在外公館長などが一時帰国する際には、積極 的に地方自治体を訪問し、外国の最新の現地 情報を提供する一方、今後の経済交流や国際 交流面での在外公館と地方自治体の協力につ いて協議するなどの取組を推進している。 2009年度に引き続き2010年度も、日本の各 地方の魅力を在日外交団に対して発信するセ ミナーを地方自治体と連携して開催するな



駐日外交団に対する地域の魅力発信セミナー(11月18日、東京)

ど、日本の地方や地域に関わる諸外国の理解 増進に努めている。

3 日本社会の国際化への対応

(1) 査証 (ビザ)

外務省は、政府による規制改革や観光立国への取組を踏まえ、査証発給の円滑化(標準処理期間の制定、旅行代理店を通じた代理申請受理、数次査証発給対象者拡大など)に努めている。また、入国管理上の問題がないと見られる国・地域については、観光や商用のための査証を免除しており、現在、その対象

は61の国・地域に上っている。

中国については、2000年から団体観光客向け査証を発給しているが、2009年7月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対して個人観光査証を発給している。2010年7月からは、その対象を一定の職業上の地位及び経済力を有する



者とその家族へと拡大し、日中間の人的交流 の発展に努めている。また、2010年6月に閣 議決定された「新成長戦略」に基づき、2011 年1月からは、新たに創設した「医療滞在ビ ザ」の運用を開始し、治療などの目的で訪日 する外国人が入国しやすくするための措置を 講じた。

その一方で、日本との経済格差を背景に、 日本での不法就労を試みる外国人は後を絶た

ない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取 など、外国人に対する人権侵害事例が見られ るため、悪用事例の多い査証申請(研修・技 能実習、興行など) については一層厳格な審 査を行っている。査証申請件数の増加とあい まって、査証事務量は増加し、特に中国に所 在する在外公館においてこれが顕著であるこ とから、人員の増強や査証事務効率化にも努 めている。

(2) 外国人受入れを巡る取組

日本に長期滞在する外国人の数(外国人登 録者)は、2009年末で約218万人、総人口の 約1.741%に達しており、外国人が多数居住 する地域を中心に、文化・習慣や言語の違い による地域社会との摩擦などの問題が生じて いる。外務省は、外国人の受入れや社会統合 に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議 論を促進するために、2005年から2009年ま で、毎年「外国人受入れと社会統合に関する 国際シンポジウム」を開催してきたが、2010 年からは、上記シンポジウムのテーマを参加

者で議論し、外国人の受入れと社会統合問題 に資する成果物の作成を目標とした国際ワー クショップを開催している。高度人材の受入 れについては、現行の外国人受入れの範囲内 で、イノベーションによる経済成長(「高度 人材受入推進会議」の報告書(2009年5月29 日)) や新たな需要及び雇用の創造(「新成長 戦略」2010年6月18日閣議決定)に資するこ とが期待される産業分野において就労する高 度な能力や資質を有する外国人の受入れを促 進するため、関係省庁と協議を進めている。



